

控除廃止は公平なのか？

発表日：2010年12月17日（金）

～新しい税制改正大綱を巡って～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (Tel: 03-5221-5223)

2012年度の税制改正大綱は、消費税率の引き上げを封印したまま、所得税の控除など家計向けの課税強化をする方針にみえる。負担増を求めている高所得層は、過去10年の所得税負担が高まってきたのに、今後さらにそれが進むことになろう。景気悪化が原因になって格差は拡大している。所得が増えた人を対象に課税強化することは、経済成長に寄与しにくい。本来、応能課税を強化する必要性は、中国のように経済発展で不平等が発生している世界を対象としているのであって、日本のように経済が地盤沈下している世界とは異なる。

新しい税制改正大綱

2012年度の税制改正大綱をみて、少しやりすぎという印象がある。課税強化の対象が専ら所得水準の高い給与所得者などに偏っていて、公平性・効率性の観点からいくつか疑問視される点があるからだ。消費税率を引き上げるかたちで薄く広く負担を“分かち合う”ことを先送りして、税源を狭い範囲で確保しようとする、どうしても偏りが表面化してしまう。家計向けに増税となる金額4,900億円を、消費税で徴収しようとするならば、+0.2%の税率引き上げになる。以下で税制改正大綱の概要を説明しておく、

- (1) 給与所得控除の見直し：年収1,500万円以上の給与所得控除は245万円を上限にする。
会社役員は年収2,000万円以上は段階的に控除縮小。
- (2) 成年扶養控除の上限：23～69歳の家族に適用される扶養控除は、その人の年収が568万円（所得400万円）以上は38万円の扶養控除が縮小または適用できなくなる。
- (3) 退職金課税：在職5年以下の退職金は、優遇措置を認めない。
- (4) 相続税の控除見直し：ベースを5,000万円から3,000万円にし、法定相続人も1人当たり1,000万円から600万円に引き下げ。最高税率を引き上げ。
- (5) 法人税減税：実効税率5%引下げて、課税ベースを見直す。ネット5,800億円の減税。

というのが要点になる。繰り返しになるが、高所得の給与所得者などを念頭に置いた課税強化が目立っている。例えば、相続税の基礎控除について、その範囲が狭められた理由は「相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要」があるからと説明されている。なぜ、今になって“格差是正”の理屈が持ち出されたのかはわからない。「裕福そうにみえる」から課税強化してよいという理屈建ては、公平性という原理原則に根ざしているというよりも、景気低迷で人々が抱きがちな不平等意識に働きかけているようでもある。公平性とはバランスであり、偏りがなく負担が薄く広く行われることを指す。「働きに応じてより恵まれた所得を得る」ということが公平感＝フェアネスとすれば、一部のみに負担増を集中させることは必ずしもフェアとは言えない。努力が報われる勤労社会を目指すことは、勤労者が創意工夫する意欲を高めて、効率性と公平性の両立を目指すことができる。逆に、「裕福そうにみえる」人を次々に課税して、別の人々に再分配しても、効率性を改善することはできない。

それに、所得再分配の考え方は、経済情勢によって当てはめ方は異なってくるはずだ。例えば、中国のように、経済発展が急加速して自由な経済活動が富・所得の格差拡大を生んでいる国では、高所得者に課税強化し

て、低所得層への公的扶助を手厚くすることは積極的に行われても仕方がない。再分配政策とは、あくまで経済成長の副作用を均すという意味合いである。

逆に、日本のように経済が低迷し、景気悪化によって所得階層の低所得化が起こっている国では、副作用への対応ではなく、景気悪化の作用をなくすことが先決である。そのためには、税制を工夫して、個人の努力に報いるような仕組みを強化することが、経済発展を促す。その意味で、わが国では経済成長のための動機付けがより重要なのである。経済成長を志向しないと、勤労者が低所得化していくかたちの格差を解消することには役立たない。経済が低迷しているときに、勤労者の努力を後押しせず、成果を制約してしまつては経済低迷を固定化させる効果を持つので、やぶへびになる。

さらに、日本が高齢化していく環境下では、限られた数の勤労者が多数の年金生活者を支えていく必要があることを忘れてはいけぬ。昔に比べて少数化していく勤労者が、より高い所得を稼ぐことで、社会保障システムが頑健になり、年金生活者への年金受給環境を改善される。

誰が所得税をより多く負担してきたか

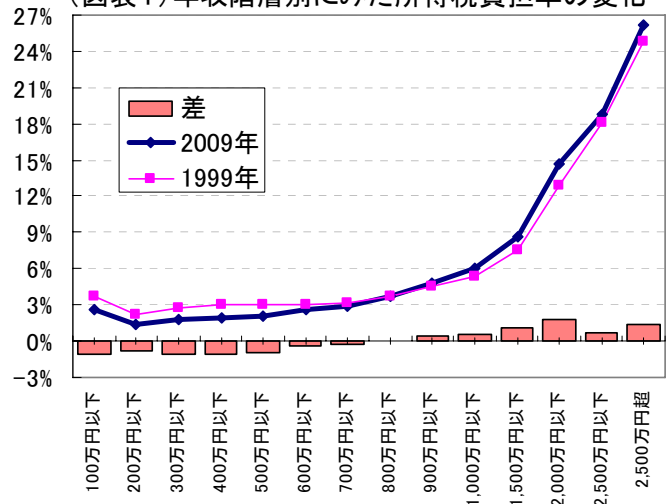
日本の担税力が弱まっている状況は、裕福に見える人々に対する課税強化することは公正なものであろうか。まず、所得の高い層の納税状況から再確認しておこう。

給与所得者が、どのくらいの割合で所得税を負担しているのかを時系列で調べると、2009年度は4.2%と1998年以降、この約10年間では同程度の低い割合で推移している。クロスセクションで、2009年と1999年の所得税/給与金額で求められる負担率がどう変化したのかをみると、より高所得層の方が負担率が高まっていることがわかる(図表1)。給与所得に対する所得税の負担割合は、年収800万円以下は負担率が低下傾向にあり、800万円超(グラフの900万円以下の表示)の階層では負担率が上昇している。特に、年収500万円以下の所得層については、負担率の低下が目立っている。

それでも、日本の高所得層が増えているのならば、高所得層の負担率を高めて財政収支の改善に役立てようという対応は前向きに議論ができる。しかし、年収階層ごとの構成比でみると、年収800万円超の割合が低下してきている(図表2)。それに対して、年収100~400万円の所得階層の方は、構成比が高まっている。つまり、高い所得層への課税強化は、より少数派になっている納税者に対して、課税が集中する効果を強めてしまう。

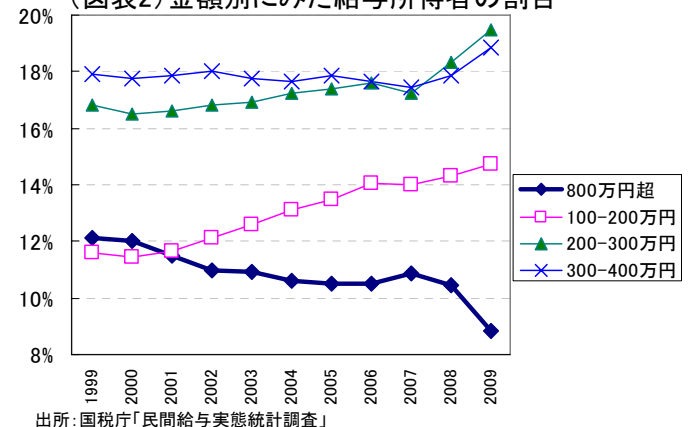
もともと年収階層別の所得税負担は、高齢層に極端に偏っている(図表3)。2009年でみると、給与所得者の人数で4.3%に過ぎない年収1,000万円超の人々が、納税額の半分(47.8%)を占めている。この数字は、年収800万円超でみると、12.8%の人数が納税額の2/3(66.0%)を占めている。

(図表1) 年収階層別にみた所得税負担率の変化



出所: 国税庁「民間給与実態統計調査」

(図表2) 金額別にみた給与所得者の割合



出所: 国税庁「民間給与実態統計調査」

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

また、納税負担の構成比の遷移でみると、年収1,000万円超1,500万円以下の人の負担の構成比が2007年くらいから上昇して、年収600万円以下の人の構成比が低下している（図表4、5）。

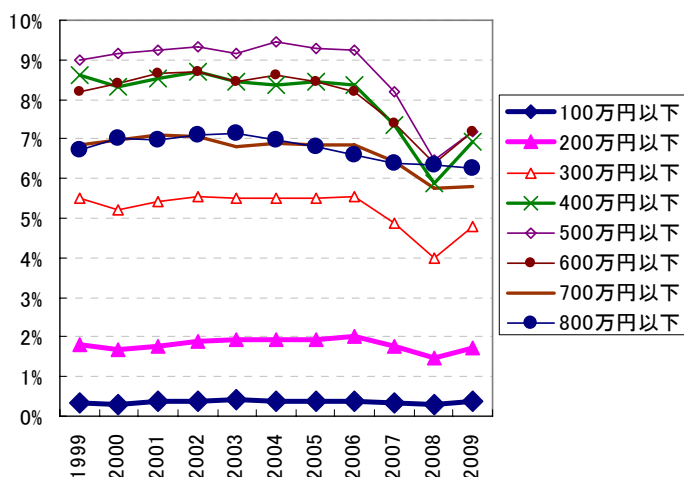
こうした経緯をみると、これまで負担率が長期不況であっても大きく軽減されてこなかった高所得層が、今後も課税強化の対象になってしまう。

（図表3）年収階層別にみた給与額・納税額の寄与度

	給与所得者数	給与額の寄与度	納税額の寄与度
100万円以下	5.9%	0.6%	0.4%
200万円以下	14.8%	5.4%	1.7%
300万円以下	19.5%	11.7%	4.8%
400万円以下	18.9%	15.7%	6.9%
500万円以下	13.9%	14.8%	7.2%
600万円以下	8.8%	11.6%	7.2%
700万円以下	5.5%	8.4%	5.8%
800万円以下	4.0%	7.0%	6.2%
900万円以下	2.8%	5.6%	6.4%
1,000万円以下	1.7%	3.9%	5.6%
1,500万円以下	3.2%	9.0%	18.5%
2,000万円以下	0.7%	2.7%	9.4%
2,500万円以下	0.2%	1.1%	4.9%
2,500万円超	0.3%	2.4%	15.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

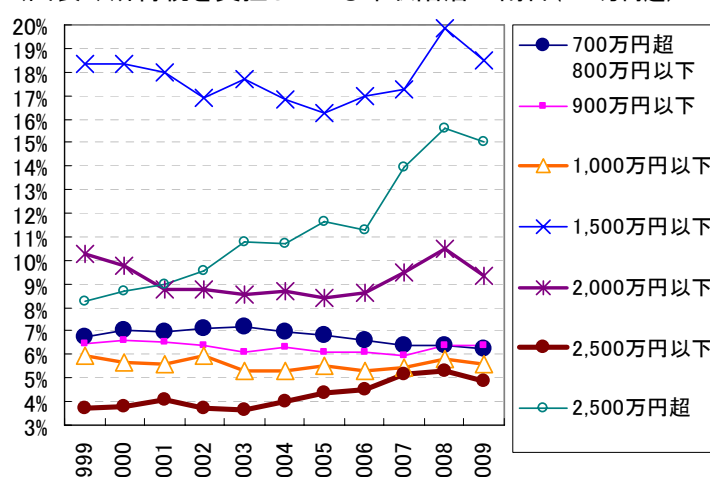
出所：国税庁「民間給与実態統計調査」(2009年)

（図表4）所得税を負担している年収階層の割合（800万円以下）



出所：国税庁「民間給与実態統計調査」

（図表5）所得税を負担している年収階層の割合（700万円超）



出所：国税庁「民間給与実態統計調査」

子ども手当を見合いにした控除見直し

税制改正大綱では、すでに2011年度において、世帯の中で①16歳未満の扶養控除38万円の所得控除を廃止し、②16～18歳の扶養控除を63万円から38万円に引き下げることを行っている。この見直しは、2011年1月から実施される予定である。

その趣旨は、子ども手当と高校授業料無償化の2つの措置とのバランスを取ろうとするものである。例えば、月1.3万円の子ども手当を定額で受け取れる代わりに、16歳未満の扶養控除が廃止されて、その分、所得税負担は多くなる。これは、所得税に適用される限界税率が高い人ほど、扶養控除廃止による税負担が大きくなり、逆に子ども手当の恩恵は相対的に小さくなるということである。以前、子ども手当の是非を巡る議論では、所得制限を課するという制限が検討されたが、採用されなかった。今、考えると、子ども手当をもらっても扶

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

養控除を廃止するよりも、高所得世帯にとっては子ども手当をもらわずに扶養控除を維持する方が負担は少なかったことになる※。

※児童手当では、2006～2009年までの12歳以下の子供2人目までは月5,000円が支給された。一方、中堅以上の所得層は、所得制限（468～730万円）によって児童手当を受け取ってこなかった。

もともと、「控除から手当へ」という切り替えは、民主党の方針であった。しかし、扶養控除をここまで縮減するという青写真は、民主党政権が誕生する以前には、明確には予定されていなかったのではあるまいか。2008年の衆議院選前には、子ども手当や高校無償化の財源は、無駄を省いて捻出すると説明されていた。無駄が省けると思っている人には、子ども手当の財源が、よもや給与所得控除などの大胆な見直しによって捻出されるということは想像していなかっただろう。

広範囲の控除廃止が決定された経緯を考えると、無駄を省いて財源捻出するという方針が、鳩山政権のときに頓挫した。それでも、子ども手当や高校無償化のプランは廃案にならず、おおむね実行されることになった。歳入確保は頓挫したのに、子ども手当などの歳出計画は実行されることになったから、収支の辻褄を合わせようと予想外の控除廃止が俎上に上ったと理解することもできる。その措置によって、結果的に年収階層によってネット収支でみた子ども手当の実入りは大きく変化したのである。子供の居る高所得層では、子ども手当があっても、扶養控除廃止が行われることで、むしろ負担増を強いられることになった。

実は、よく考えたいのは今回の成年扶養控除の見直しで、子ども手当や高校授業料無償化の実施に伴う16歳未満・16～18歳の控除見直しとは異質のものであるということだ。扶養する者の所得水準が高いことが理由になって、23～69歳の成年者に対する間接的な恩恵が削られている。扶養控除は、年収103万円（所得38万円）以下を対象とする。もしも扶養控除が廃止されれば、無職または年収103万円以下の収入の家族を、世帯主が扶養する経済的余力は低下してしまう。若年層や69歳以下の高齢者には、家族と生計をともにしてきたので、成年扶養控除が見直されると、労働市場に参加しなくてはいけないプレッシャーをより強く受けることになる。

法人税減税・所得税増税の理屈

税制改正では、法人税が税率引き下げと課税ベースの拡大でネットアウトして、5,800億円の負担減になると予定されている。一方、勤労者は4,900億円の増税である。勤労者には、子ども手当と高校無償化を通じた約3兆円の支給が行われているので、それらを併せると、家計全体では必ずしもマイナスとは言えない。

ところで、法人税を減税して、所得税を増税するというアンバランスな対応が行われるのであろうか。この対応を合理的に説明しようとする、法人税減税で企業活動を振興することが、いずれ雇用拡大を促進して、回りまわって勤労者の所得形成に役立つという理屈になる。企業がキャッシュフローの増加分を設備投資に回す割合は2000年以降で計算すると、55%であった。単純に計算すると、5,800億円の55%で3,200億円の設備投資拡大に寄与することになる。一方、家計の限界消費性向を可処分所得800万円以上で計算すると46%（全階層の限界消費性向は56%）であり、4,900億円の増税で▲2,250億円の消費減につながるようになる※※。

※※金額の多寡とは別に、家計最終消費と民間設備投資の生産誘発効果では、設備投資の方が大きく上回っている。

今回の税制改正大綱に描かれた法人税減税・所得税増税が、景気刺激効果を発揮するには、企業が積極的に国内投資や国内雇用を増やすようにキャッシュフローの増加分を活用し、かつ、家計がなるべく消費を減らさない対応を採ることが要点になってくる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。